

電気の供給を受ける契約に係る検討経緯について

環境配慮契約法は、平成 19 年 5 月に公布、同年 11 月に施行された。電気の供給を受ける契約については、法施行当初から、基本方針の契約類型の一つとして位置づけられ、環境配慮契約が推進されてきた。

現行の電気の供給を受ける契約においては、基本方針に基づき前年度における二酸化炭素排出係数、再生可能エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況を必須項目とした裾切り方式を実施しているところ。これまでの主な検討及び見直し経緯の概要は、以下のとおりである。

平成 19 年度（電力ワーキンググループ設置）

平成 19 年 5 月に成立した環境配慮契約法の基本方針を検討するため、環境配慮契約基本方針検討会（以下「検討会」という。）の下に契約類型に対応した 4 つのワーキンググループを設置¹。電力ワーキンググループはその 1 つであり、電気の供給を受ける契約における裾切り方式²を検討。

- 二酸化炭素排出係数（実排出係数）、環境への負荷低減に関する取組状況（新エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況）により評価し、入札参加資格を付与する裾切り方式を導入
- 加点項目としてグリーン電力証書の譲渡額について評価

平成 21 年度（電力ワーキンググループ設置）

平成 20 年の地球温暖化対策の推進に関する法律の改正を受けて、平成 21 年 6 月に算定省令³及び報告命令⁴が改正され、これまでの「実排出係数」とともに、「調整後排出係数」が電気事業者ごとに算出・公表されることとなった。このため、今後の裾切りの設定に使用する適切な二酸化炭素排出係数について検討。

- 二酸化炭素排出係数として調整後排出係数を使用することを決定

平成 24 年度（電力専門委員会設置）

平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生。同年 8 月に「電気事業者の再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT 法）」が成立し、平成 24 年 7 月より固定価格買取制度が開始されたところ。FIT 法の成立に伴い「電気事業者による新エネ

¹ 電力ワーキンググループ、自動車ワーキンググループ、ESCO ワーキンググループ及び建築ワーキンググループ

² 環境配慮契約法附則第 3 項

³ 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令

⁴ 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令

ルギー等の利用に関する特別措置法（RPS 法）」が廃止されたため、それまで電気の供給を受ける契約における電気事業者の参入要件としていた RPS 法の履行義務や裾切り方式の評価項目を再検討。

- 入札参加資格を付与する要件としていた RPS 法の履行義務を要件から削除
- 裾切り方式の評価項目として使用している新エネルギーの導入状況を「再生可能エネルギーの導入状況」に変更
- 電気事業者の再生可能エネルギーの導入実績が把握されるまでの間は経過措置として従前の新エネルギーの導入状況により評価
- 需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の評価（原則として加点項目）

なお、東日本大震災以降の電力需給の逼迫を背景とした入札参加者の減少、平成 24 年 7 月に電力システム改革の基本方針が示され、詳細な制度設計に係る議論が行われる前段階であったことから、総合評価落札方式に係る検討は時期尚早との判断がなされた。

平成 25 年度（検討会）

再生可能エネルギーの導入実績の把握が可能となったことから、検討会において、平成 24 年度に設定した再生可能エネルギーの導入状況に係る経過措置を終了することが判断された。

平成 27 年度（検討会）

電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式の採用について提案募集があり、「現行の裾切り方式による制度面又は運用面の課題が発現している状況にはないこと、二酸化炭素排出削減効果が得られていることから、現段階において総合評価落札方式へ移行する必要性は低いと判断される」と回答することです承された。

平成 28 年度（電力専門委員会設置）

本年 4 月からの電力小売全面自由化に伴う電気の供給を受ける契約に係る環境配慮契約の運用、裾切り方式の評価項目の見直し等について検討。以下が主な検討項目。

- 低圧受電施設等における環境配慮契約の運用について
- 電力小売全面自由化に伴う裾切り設定について
- 小売電気事業者の評価について